

令和7年度 保育所運営内容について

保育所は、両親の就労などにより、家庭で保育ができない児童を対象に保育を行う児童福祉施設です。

森町には、森保育所、新川保育所、尾白内保育所の3つの町立保育所があり、小学校就学前児童を対象に保育を行っています。

1 保育の目的・目標について

子どもたちが、集団の生活を楽しみながら、それぞれの体験を通してともに育つことを目的としています。

また、子どもたちが毎日を生き生きと暮らし、次代を担う力の基礎を養い、安定感を持って十分な活動ができるように保育を行っています。

①明るく元気な子 ②仲良く遊べる子 ③思いやりのある子 ④生き生きした子

などのように、心身ともに健全で豊かな人間性を持つ子どもを育てることを目標としています。

2 入所（途中入所を含む）及び退所について

保育所に入所するためには、保育の必要性の認定が必要となります。

4月1日からの入所希望については、12月に募集を行っています。

なお、年度途中からの入所希望は、保育所または森町役場子育て支援課子育て支援係にて随時受付していますが、児童年齢における定員、保育士配置状況により、必ず入所できるものではありませんので、年度途中からの入所を希望する方は、必ず入所希望する保育所に確認されますようお願いいたします。

退所は、保育所にある「退所届」を作成の上、必ず届出願います。



3 保育時間について

基本的保育時間は、次のとおりです。

ただし、年度初めや新規入所児童の場合に、入所後しばらくの間は「ならし保育」を行い、保育所生活のスムーズなリズム形成とする保育時間の短縮を行います。

〔 保育時間：平日・土曜日 午前7時45分～午後6時00分以内 〕

* 保育時間については、保護者の勤務内容、就労時間など確認の上、保育所との個別面談により決定となります。

4 休所日について

日曜日、祝祭日、年末年始など保育所で定めた日が休所日となります。

この休所日は、毎月発行される「保育所だより」でお知らせします。

5 通所について

保育所への送迎は保護者が必ず行い、保育所玄関まで付き添ってください。

自動車送迎では、他の児童、保護者などの安全確保に注意し交通安全を心掛けてください。

6 保育料について

森町では令和元年10月より、森町に居住する入所児童世帯の保育料を無償化しています。

7 給食について

専任栄養士の管理・指導のもとに、各保育所に調理員を配置し、家庭的な味付けを心掛けています。

偏食を無くし、正しい食事マナーを身に付けさせるなどのねらいも重視しています。

3才未満児は、ご飯などの主食の他、副食（おかず）と、午前、午後のおやつが用意されます。

3才児以上は、副食（おかず）と午後のおやつが用意されますが、ご飯は持参となりますのでご了承ください。

週一回は麺類、パン類または行事食のいずれかになりますので、ご飯の持参は不要の日もあります。毎日献立表を確認してください。

尾白内保育所の0歳児については、個別に対応させていただきます。

8 午後の昼寝について

児童は活動的ですが、体力は十分でなく疲労しやすいうえ、それを自覚できません。そのため、睡眠・休息は健康な心身の成長発達に大きな影響のある重要なものです。

集団での昼寝は新入児にとっては初めての経験となりますので、無理の無いように心配りをしています。

マクラや昼寝タオルなどを用意していただくこととなりますので、入所保育所への確認をお願いします。

9 広域入所について

従来、保育所は居住する市町村の住民しか利用することができませんでしたが、児童福祉法の改正により、他市町村と協定を締結することで森町以外の保育所を利用することができるようになってきました。これを「広域入所」といいます。

勤務地の都合などにより、他市町村の保育所を利用したい場合は、役場子育て支援課子育て支援係（☎7-1108）までお問い合わせください。

※他市町村と協定を結ぶ関係上、申請から入所までに時間を要しますので、希望される場合は、早めにお問い合わせください。

10 その他

保育所における「1日の過ごし方」「保育方針」「年間行事計画」などの運営に関する詳細な内容は、各保育所で「しおり」を作成していますのでお問い合わせください。

また、保育所の様子を知りたい、施設を見学したい方は入所を希望する保育所に事前に連絡願います。

その他、不明点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問合せ先（市外局番 01374）

森町立森保育所	2-2579
森町立新川保育所	2-2543
森町立尾白内保育所	2-2969
役場子育て支援課子育て支援係	7-1108

